



感動は

わかちあつたほうがいい

登録美術品制度についての手引

美術品の美術館における公開の促進に関する法律

平成三十年六月十日法律第九十九号

最終改正 平成二十一年五月二十日法律第九十号

第一条 この法律は、美術品について登録制度を実施し、登録美術品の美術館における公開を促進することにより、国民の美術品を鑑賞する機会を拡大を図り、もつて文化の発達に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 美術品 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化財の財産である動産をいふ。
- 二 美術館 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設のうち、美術品の公開及び保管を行うものをいふ。
- 三 登録美術品 次条第一項の登録を受けた美術品をいふ。
- 四 登録美術品公開契約 登録美術品の所有者が美術館の設置者に対して当該登録美術品を公開することを約する契約であつて、次の要件を満たすものをいふ。
 - イ 五年以上の期間にわたつて有効であること。
 - ロ 当事者が解約の申入れをすることができない旨の定めがあること。
- 五 公開 公表の観念に供することをいふ。

第三条 美術品の所有者は、その美術品について文化庁長官の登録を受けることができる。

第四条 文化庁長官は、前項の登録の申請があつた場合において、当該申請に係る美術品が次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、当該申請に係る登録美術品公開契約が締結された見込みがあると認めるときは、登録をしないものとする。

一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものであること。

二 前号に掲げるもののほか、世界文化の見地から歴史学、芸術学又は学術上特に優れた価値を有するものであること。

三 文化庁長官は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

四 文化庁長官は、前項の登録の申請その他の登録に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第五条 登録美術品の所有者は、その登録の申請又は分割登録美術品を承継するものに限る。が、つたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により登録美術品を承継した法人は、その登録美術品の所有者の地位を継承する。

第六条 前項の規定により登録美術品の所有者の地位を継承した者は、遅滞なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

第七条 登録美術品の所有者が、第三条第二項各号のいずれかに該当しなくなつたと認められたときは、登録を取消し、かつ、当該登録美術品を当該美術館の設置者に引き渡したときを除く。

第八条 登録美術品の所有者が、第三条第二項各号のいずれかに該当しなくなつたと認められたときは、登録を取消し、かつ、当該登録美術品を当該美術館の設置者に引き渡したときを除く。

第九条 文化庁長官は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を登録美術品の所有者及び契約美術館の設置者に通知しなければならない。

第十条 登録美術品の所有者が、第三条第二項各号のいずれかに該当しなくなつたと認められたときは、登録を取消し、かつ、当該登録美術品を当該美術館の設置者に引き渡したときを除く。

第十一条 文化庁長官は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を登録美術品の所有者及び契約美術館の設置者に通知しなければならない。

第十二条 文化庁長官は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を登録美術品の所有者及び契約美術館の設置者に通知しなければならない。

第十三条 登録美術品の所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を文化庁長官に報告しなければならない。

一 登録美術品（第三条第二項第一号に該当するものを除く。）を契約美術館の設置者に引き渡す前日、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

二 登録美術品公開契約を終了したとき。

三 登録美術品の設置者の報告等。

四 契約美術館の設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を文化庁長官に報告しなければならない。

一 登録美術品の引渡しを受けたとき。

二 登録美術品の引渡しを受けた後、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

三 登録美術品公開契約の内容を変更したとき。

四 登録美術品の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、毎年度、登録美術品の公開及び保管の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更し、又は同様とするとき。

五 登録美術品の公開及び保管の状況を文化庁長官に報告しなければならない。

六 登録美術品の引渡しを受けたとき。

七 登録美術品の引渡しを受けた後、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

八 登録美術品公開契約を終了したとき。

九 登録美術品の設置者の報告等。

十 契約美術館の設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を文化庁長官に報告しなければならない。

一 登録美術品の引渡しを受けたとき。

二 登録美術品の引渡しを受けた後、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

三 登録美術品公開契約の内容を変更したとき。

四 登録美術品の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、毎年度、登録美術品の公開及び保管の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更し、又は同様とするとき。

五 登録美術品の公開及び保管の状況を文化庁長官に報告しなければならない。

六 登録美術品の引渡しを受けたとき。

七 登録美術品の引渡しを受けた後、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

八 登録美術品公開契約を終了したとき。

九 登録美術品の設置者の報告等。

第十四条 文化庁長官は、国民の登録美術品を鑑賞する機会を拡大を図るため、登録美術品の所在に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十五条 文化庁長官は、契約美術館の設置者に対し、登録美術品の公開又は保管に関し必要な指導等を行うことができる。

第十六条 文化庁長官は、登録美術品の所有権を取得したときは、当該美術品を美術館において公開するよう努めなければならない。

第十七条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第十八条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第十九条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第二十条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第二十一条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第二十二条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第二十三条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第二十四条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第二十五条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第二十六条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第二十七条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第二十八条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第二十九条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第三十条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第三十一条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第三十二条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第三十三条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第三十四条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第三十五条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第三十六条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第三十七条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第三十八条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第三十九条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第四十条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第四十一条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第四十二条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第四十三条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第四十四条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第四十五条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第四十六条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第四十七条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第四十八条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第四十九条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第五十条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第五十一条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第五十二条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第五十三条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第五十四条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第五十五条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第五十六条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第五十七条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第五十八条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第五十九条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

第六十条 文化庁長官は、登録美術品の公開の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

●登録美術品制度についてのお問い合わせは

文化庁 企画調整課 事業係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 電話03-5253-4111(代) 内線3152-3104
http://www.bunka.go.jp/

本パンフレットは自由に複製使用することができます。

文化庁

登録美術品制度のご案内

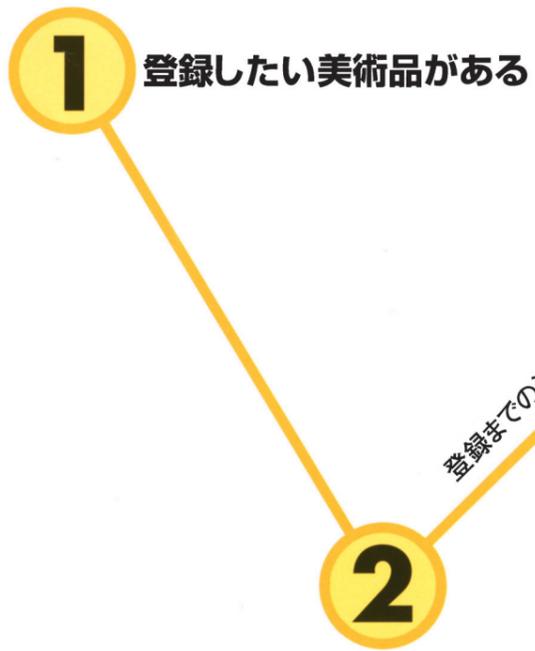


感動はわかちあうほうがいい

登録美術品制度のご案内 文化庁

多くの人に感動を与えること—。それは、 芸術家とあなただけに与えられた特権です。

絵画や彫刻など優れた美術品は私たちの目を楽しませ、心を豊かにしてくれます。
このような優れた美術品を鑑賞する機会を拡大するために、美術品の登録制度ができました。



1 登録したい美術品がある

2

美術館に相談に行く

- (美術品を公開する美術館を見つける)
- 美術品の登録申請をする際には、あらかじめ美術品が登録された場合の公開及び保管について、美術館からの同意を得ておく必要があります。

登録までの流れ

3

申請書の作成・提出

- 申請書の作成にあたっては、美術品に関して専門的な記載事項もありますので、公開予定の美術館の協力を得ることが望ましいと思われます。
- 申請書作成後は、必要書類を添付し、文化庁長官に提出します。

4

文化庁の審査

- 文化庁長官は、美術品に関し広くかつ高い識見を有する者の意見を参考に、登録の可否を決定します。
- また、文化庁長官は登録の可否を申請者に通知します。

5

登録美術品公開契約の締結、美術品の引き渡し

- 登録通知を受けた日から3ヵ月以内に、美術館と登録美術品公開契約を結び、登録美術品を美術館に引き渡します。
- 登録美術品公開契約書に必ず含めなければならない内容**
- 5年以上の期間にわたって有効なものであること。
 - 当事者が一方的に解約の申入れをすることができない旨の定めがあること。

6

登録美術品の公開

- 登録美術品は契約美術館により適切に公開・保管されることになります。

登録美術品制度とは

- 優れた美術品を国が登録し、美術館において公開することにより、国民が優れた美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的とした制度です。
- 具体的には、美術品の所有者からの申請と専門家の意見に基づき文化庁長官が登録の可否を決定します。
- 登録された美術品(登録美術品)は、所有者と公開する美術館(契約美術館)の設置者との間で結ばれる公開契約に基づき、美術館で5年以上の期間にわたって計画的に公開・管理されることになります。

登録美術品制度は、平成10年6月10日に制定された「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」の施行に基づき、平成10年12月10日に制度が発足しました。

令和3年4月1日の登録基準の改正により、登録対象が拡大し、制作者が生存中である美術品のうち一定のものが加わりました。

登録美術品の種類

絵画

彫刻

工芸品

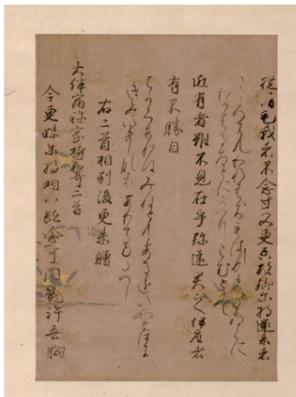
文字資料

考古資料

歴史資料

複合資料

上記以外の美術品



美術品を「美術品のプロ」である美術館にお任せ。手元に置いておくより安心です。

登録すると所有者にはこんなメリットがあります。

●美術品所有者はこの登録美術品制度により、登録美術品を契約美術館において専門家の手により安全かつ適切に保管、管理してもらうことができます。

相続税の物納の特例措置も

●登録美術品の所有者が個人のとときは、相続が発生した場合、相続税について、登録美術品で物納しやすくなります。相続税法上、相続税を金銭で納付することが困難な場合、金銭以外の相続財産で相続税を納付できるものとされていますが、その際の優先順位は、第1順位 国債及び地方債又は不動産及び船舶及び上場株式等 第2順位 非上場株式等 第3順位 動産 であり、一般の美術品は第3順位の動産に含まれます。しかし、登録美術品を相続した場合には、一般の美術品とは異なり、物納の優先順位が国債や不動産等と同等の第1順位となり、登録美術品で物納することが容易となります。

安定した公開が可能です。

●公開契約は、5年以上有効でありまた当事者が一方的に解約の申し入れをすることができないことから、一定期間所蔵品と同様に安定かつ計画的に管理、保管をすることができます。この点で、通常の寄託契約と大きく異なっています。

契約美術館にもこんなメリットがあります。

登録美術品が物納された後も継続して公開できます。

●登録美術品が物納された後は、国は契約美術館に優先的かつ継続して無償貸与しますので、所蔵品と同様に継続して公開することができます。

登録の対象となる美術品

登録される美術品は、多くの人がある鑑賞機会を切望しているような貴重な作品で、以下のいずれかの条件を満たすものです。

■わが国の重要文化財や国宝に指定されている作品。

■世界文化の見知から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有する作品。

- ① 種類: 絵画
名称: ルエルの眺め
制作者: クロード・モネ
公開契約館: 埼玉県立近代美術館
写真提供: 丸沼芸術の森
- ② 種類: 彫刻
名称: 清宵
制作者: 米原雲海
公開契約館: 東京国立近代美術館
- ③ 種類: 文字資料
名称: 色紙墨書芳葉集巻第四断簡(桐尾切) / (從清毛)
公開契約館: 東京国立博物館
- ④ 種類: 歴史資料
名称: 谷家貨幣資料
公開契約館: 九州国立博物館
- ⑤ 種類: 複合資料
名称: 谷家能楽資料
公開契約館: 九州国立博物館

登録美術品制度

どんなものが登録美術品になるのですか？

我が国の需要文化財や国宝に指定されているものと、世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するものが該当します。いずれも、多くの人がある鑑賞の機会を切望しているような貴重なものが登録美術品として認められることとなります。なお、令和3年4月1日の登録基準の改正により、登録対象が拡大し、制作者が生存中である美術品のうち一定のものが加わりました。詳細な要件については、次の文化庁HPをご覧ください。

【https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/torokubijutsuseido/gaiyo/】

また、申請にあたっては、その美術品が登録された場合に公開することとなる美術館を見つけておくことが必要となります。

いくらかの美術品ならば登録してもらえますか？

申請された美術品の登録の可否の決定については、あくまでも歴史上、芸術上又は学術上の価値についての判断によって行われます。また、登録の可否を決めるときには、その美術品の価格を評価することはいたしません。

Q & A

登録されたあとも、手元に置いておいてもいいですか？

それはダメです。美術品の登録の通知を受けてから3ヵ月以内に美術館と登録美術品公開契約を結び、その美術品を美術館に引き渡す必要があります。引き渡さないときは、登録が取り消されます。

美術品を公開する美術館は どうやって見つければいいのか？

この法律の対象とする美術館は、博物館法の「登録博物館」又は「博物館相当施設」のうち、美術品の公開及び保管を行う施設です。通常、「登録博物館」又は「博物館相当施設」であるか否かの情報は、それぞれの美術館で確認できますが、なお不十分な場合は、文化庁でも入手できます。また、万が一、美術品の登録がなされたあとに契約予定の美術館では公開することができなくなった場合にも、文化庁にご相談ください。美術館のあつせんをいたします。

登録美術品になって美術館に引き渡すと、その美術品は私のものではなくなってしまうのですか？

そのようなことはありません。登録美術品になって美術館に引き渡しても所有権はあなたにあります。

登録美術品になったら、相続の時に、必ず物納しなければいけませんか？

そのようなことはありません。この制度により、相続が発生したときに、金銭では足りない分の相続税を登録美術品（相続が発生した時に、既に登録されているものに限る）で納めることが容易になりますが、必ず物納しなければならないということはありません。

登録美術品の値段を教えてくださいませんか？

文化庁長官は、登録美術品について相続又は遺贈が発生したときには、その登録美術品を取得した個人からの申請により登録美術品の価格の評価をし、その結果を通知します。また、登録美術品の所有権取得者が複数いる場合には、全員で相談のうえ、一緒に価格の評価の申請をする必要があります。

登録美術品の所有者が死亡したら登録美術品公開契約は無効になりますか？

登録美術品の所有者に相続が発生したときには、相続人はその登録美術品の所有者の地位を承継するため、契約は有効です。また、登録美術品を所有する法人について合併又は分割があったときも、同様に、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人又は分割により登録美術品を承継した法人はその登録美術品の所有者の地位を承継するため、契約は有効です。なお、承継人は速やかに承継届出書を文化庁長官に提出する必要があります。

相続が発生してからでも、美術品の登録の申請をして相続税を登録美術品で物納することはできますか？

登録の申請はいつでもできますが、登録されたとしても、すでに発生した相続について相続税を登録美術品により物納することはできません。相続税の物納の特例が適用されるのは、物納に充てようとする美術品が、相続開始時においてすでに登録を受けている場合に限定されています。

登録美術品の所有者

●公開契約の締結の報告

所有者と美術館の設置者との間で登録美術品公開契約が締結されたとき。（登録美術品公開契約は、美術品の登録の通知を受けてから3ヵ月以内に締結しなければなりません。）

●滅失等の報告（滅失、き損、亡失、盗難）

登録美術品を美術館へ引き渡す前に登録美術品が滅失、き損したとき、又は登録美術品を亡失したとき、盗み取られたとき。

●承継の届出

登録美術品の所有者に相続又は合併があり、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が、登録美術品の所有者の地位を承継したとき。

文化庁長官への報告又は届出が必要となる場合

●登録美術品の引受けの報告

所有者から登録美術品の引渡しを受けたとき。（所有者は美術品の登録の通知を受けてから3ヵ月以内に登録美術品を美術館に引き渡さなければなりません。）

●公開契約の内容変更の報告

登録美術品公開契約の内容を変更したとき。

●公開及び保管の計画等の届出と状況の報告

公開及び保管の計画の届出については、毎事業年度の開始前及び計画を変更したとき。公開及び保管の状況の報告については、毎事業年度終了後3ヵ月以内。

●公開契約の終了の報告

登録美術品公開契約が終了したとき。

●滅失等の報告（滅失、き損、亡失、盗難）

所有者から登録美術品の引渡しを受けた後に登録美術品が滅失、き損したとき、又は登録美術品を亡失したとき、盗み取られたとき。

契約美術館の設置者